

条例の見直しに係るテーマ別の議論 4

（第10条 啓発活動及び交流の促進、第11条 就労及び雇用に関する支援の充実、第12条 意思疎通の支援の充実、第13条 政策形成過程への参画の推進、第14条 関係機関との連携）

1. 議論のテーマ（条例該当箇所）

- ・ 第10条 啓発活動及び交流の促進
- ・ 第11条 就労及び雇用に関する支援の充実
- ・ 第12条 意思疎通の支援の充実
- ・ 第13条 政策形成過程への参画の推進
- ・ 第14条 関係機関との連携

2. 論点

○第10条 啓発活動及び交流の促進

- ・ 今後更なる障害理解の啓発活動や交流を推進するにあたり、どのような取り組みが必要か。

○第11条 就労及び雇用に関する支援の充実、第12条 意思疎通の支援の充実、第13条 政策形成過程への参画の推進、第14条 関係機関との連携

- ・ 差別の解消のための基本的な施策について、見直すべき点、新たに盛り込むべき点はあるか。

3. 議論のポイント

○条例の見直しに関する視点

- ・ 国の法改正の内容に関して、地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努める旨が新たに明記された。
- ・ 委員から就労の分野を重点的に扱うような表現を盛り込むことについて

て意見があった。

- ・ 委員から、意思疎通の支援について、本人が意思疎通の手段を選択するような表現を盛り込むことについて意見があった。(宮城県の条例では、第3条の基本理念の中に、意思疎通の手段の選択について明記されている)
- ・ 委員から、学校教育に関する内容を盛り込むことについて意見があった。(宮城県の条例では、第17条の教育の推進の中に、学校教育に関する内容が明記されている)

○条例を推進するための施策に関する視点

- ・ 委員から、障害理解の普及啓発について、対象に合わせた分かりやすい表現による周知や、差別を受けた事例、合理的配慮の提供に係る体験例を周知することの必要性について意見があった。
- ・ 委員からの意見やヒアリング等の中で、子供への障害理解教育の必要性について意見があった。

○その他

- ・ ヒアリング等の中で、手話言語条例の制定について意見があった。

※上記以外の視点等につきましても幅広くご議論ください。

4. 協議会における委員からの主な意見

○普及啓発について

- ・ 条例の周知を強化していく必要がある。対象に合わせた分かりやすい表現を検討したうえで、様々な場面で周知していくことが必要だと思う。
- ・ 条例の啓発を進めるうえで、一般企業等への丁寧な説明会の他、コミュニケーションボード等の具体的な説明も必要だと思う。
- ・ 条例を作っても、市民に理解をしてもらえなければ意味がないと思う。市民への周知の際に、差別を受けた事例や合理的配慮の提供に係る体験例を付け加えることで身近に感じ、理解しやすくなると思う。
- ・ 市が主催するスポーツイベント等を介して障害理解の取組みを進めて

いくことも検討していく必要があると思う。

- ・ 合理的配慮の具体例を記載した冊子やポスターが事業所や施設にあるとよいと思う。また、マニュアルのような形で、誰でも見られるようなものがあると、当事者本人が相手に合理的配慮を提案しやすくなると思う。
- ・ 障害の特性は人により異なるため、障害の特性をマニュアル化してしまうと決めつけが起きてしまうことが懸念される。マニュアル化ではなく、その人の症状を理解してもらいたいと思う。
- ・ 目に見えない障害に関する差別の事例について、説明するのが難しいことからくるすれ違いから起きていると思うので、冊子やポスターのようなツールがあるとよいと思う。また、表現の方法も障害の種類によってさまざまだと思う。
- ・ 子供のころから社会には障害者が一緒に暮らしているという実感が湧くような取り組みをして欲しい。その一環として、市役所新庁舎内で障害者が働いている部屋を設置し、市民へ障害者が一生懸命働いている姿を見せる必要があると思う。
- ・ 外見からは分かりにくい精神障害や発達障害がある人の話を小中学生が聞いたり、交流する時間が重要だと思う。
- ・ 差別や偏見をなくすための啓発活動を進めるためには、当事者を含めた研修活動が必要だと思う。
- ・ 障害者施設と連携した、障害者と積極的に交流できるイベントがあるとよいと思う。
- ・ 啓発を進めるうえで、障害の理解とか差別解消の理解というのも重要だが、人として当たり前のことをやろうという視点での啓発も必要だと思う。
- ・ 悪意のない差別は、障害についての知識が不足していることから生じる可能性があるため、そのような人たちへの普及啓発をどうするかを検討していく必要がある。
- ・ 合理的配慮とは何かという啓発を更に推し進めるために、市民に対する公開講座のようなものを提供することが考えられると思う。

- ・ 障害当事者の中で、何が差別で何が差別でないのか、あるいは状況に応じてどのような合理的配慮があるのかということを理解できていない方がいると思う。同じ種類の障害をもつ人であっても、提供すべき合理的配慮が大きく異なり、個別の対応を要するので、まずはそのことを啓発していく方法を考える必要がある。
- ・ 合理的配慮をマニュアル化することによって、それだけをすればよいと思われても困ると思う一方で、合理的配慮について知識の無い人がどうしたらよいか分からないとなった時に取組みのヒントになるようなものがあれば心強いのではないかと思う。
- ・ 障害及び障害者に関する理解を深めてもらうための具体的な手段として、事業者が職場内で定期的に障害について理解するための研修を行うことが考えられる。ただし、研修の講師をどうするか、あるいは時間をどう確保すればよいのか等の課題があり、事業者にとって過重な負担になってしまうことが懸念される。
- ・ 障害のある人が日常的に利用する就労支援施設等で条例について周知する必要があると思う。

○就労について

- ・ 障害を理由とした差別事例をみると精神・発達障害、そして就労に関するものが多く寄せられているため、条例に就労の分野を重点強化のように扱っていることが分かるような表現があると良いと思う。

○意思疎通支援について

- ・ 自分の思いをうまく伝えられない当事者の思いをどのように吸い上げていけばよいのかというのも課題だと思う。
- ・ 障害のあるなしにかかわらず、生活をしていく上で人とのコミュニケーションは欠かせない。障害の特性によって一人一人コミュニケーションに必要な配慮が異なる。県の条例には、本人が意思疎通の手段を選択するような表現が含まれており、仙台市でも同様の表現が盛り込まれるとよいと思う。

- ・ 生活者としてITを利用していくための支援に力を入れる必要性を感じる。誰もが配慮が必要な状況で配慮を受けられるようにすることが必要だということを強化していけると良いと思う。
- ・ 電子機器の操作など、情報保障に関して周囲の人ができることの啓発や、ボランティア育成があるとよいと思う。
- ・ 聴覚障害者だけでなく、盲ろう者、知的障害者、発達障害者等の人たちも、障害のない人たちと同じようにコミュニケーションをとりたいという考えを持っている。障害当事者のコミュニケーションのニーズが完全に満たされる社会になれば、社会参加が実現されると思う。
- ・ 合理的配慮は個別性が高いものであり、対話をしながら進めていく必要があるため、双方向のコミュニケーションが大きな柱になってくるところを条例に明記しても良いと思う。
- ・ 障害者自身が合理的配慮を求めていくというアプローチも必要だと思う。ただし、自ら発信をすることが困難な方もたくさんいるので、条例の中でコミュニケーションのところを手厚くする必要があると思う。

○事例等の情報の提供について

- ・ 障害のある方への配慮は個々に異なるため、画一的な対応を求めるものではないが、合理的配慮の提供例のデータベースがあると、必要な配慮を考える際のベースになるので良いと思う。
- ・ 色々なケースごとの合理的配慮の事例を検索できるような仕組みが必要だと思う。

○教育の推進について

- ・ 県の条例のように学校教育に関する内容を盛り込んでいけたら良いと思う。
- ・ 子供たちへの障害理解教育はもちろんのこと、障害のある子供たちを受け入れる学校や教員に対しても引き続き障害理解の取組が必要だと思う。
- ・ 差別を受けた人の感情を推し量る想像力を高めるために、時間をかけた

日々の教育が必要だと思う。身近な何が障害のある方の合理的配慮になるのか、何が差別になるのかというところについて周知啓発をする必要があると思う。

- ・ 低学年のうちから障害理解教育が必要。加えて、学年を追うごとに内容がステップアップするようなカリキュラムが体系的に時間をかけて行われればよいと思う。
- ・ 市民の役割について、もう少し仙台市としての独自性があっても良いと思う。差別をしない市民になるように努めるということであれば、教育についてももう少し具体的に表しても良いと思う。

5. 関係団体等へのヒアリング等における意見（抜粋）

○普及啓発について

- ・ 障害のある人でも一目で理解できるように、オリンピックで使用されたピクトグラムのような、目で見えてわかりやすい案内を街中に設置して欲しい。ピクトグラムは子どもや外国人にもわかりやすいと思う。【障害福祉関係団体】
- ・ 仙台市に条例があることを実際に障害がある人と関わっている現場のスタッフまで伝わっていないのではないかと。利用者は施設に対してなかなか声を出せずにいる。【障害福祉関係団体】
- ・ 公的機関が作成するハンドブック等を見ると、難しい課題なので致し方ないところはあるが、記載されている内容が抽象的でイメージがしにくい。どうサポートすればよいのかをより明確に示してもらえると理解が進むのではないかと。【事業者団体等】

○意思疎通支援について

- ・ ホームページに情報の掲載があるとインターネット環境があれば見にいけるので良いと思うが、ホームページは必要な時にしか見にいかない。仙台市からのお知らせを必要な人だけ登録する形にして、お知らせや情報をメールで流してもらえると良いと思う。【障害福祉関係団体】
- ・ 手話言語条例を制定し、広げたいという気持ちでいる。まだまだコミュ

ニケーションの限界というものをいつも感じている。やはり音声が優位、絶対数が多いので。言語としては同等だけど、まだまだ広がりが必要ないと感じている。【障害福祉関係団体】

- ・ 仙台市として手話言語条例を作ってほしい。県内であれば、塩釜市、名取市で条例が作られている。協会にはそれぞれの支部があるが、どうして仙台市では作らないのかという声もあり、県内では1番大きいまず仙台市で作って欲しい。欲しいというより必要だと思う。【障害福祉関係団体】
- ・ 事業者側としては、障害のある方へ何かを周知する際に、障害の種別によってどのような支援団体があるのかが分かれば取組みやすいと思う。また、障害のある方とのコミュニケーションについては、各支援団体の協力があると円滑に進めることができると思う。【事業者団体等】

○事例等の情報の提供について

- ・ 当事者、小中学生、事業者、行政向けにそれぞれ事例や改善（解決）方法をまとめていくと良いと思う。【障害福祉関係団体】
- ・ 図を多用した分かりやすいリーフレットがあれば活用しやすいし、会員へも配りやすい。【事業者団体等】
- ・ 市のホームページからのダウンロード等、データで入手できると展開しやすいと思う。【事業者団体等】
- ・ 費用面での支援制度や人的なサービスはどのようなサポートが受けられるか等の記載があれば活用しやすいと思う。【事業者団体等】
- ・ 他社事例やQ&Aをまとめた冊子や資料などがあると良いと思う。他社がどの位取り組んでいるのかが分からない状況なので、自社の現在地を知るうえでもあると良いと思う。【事業者団体等】

○教育の推進について

- ・ 交流籍（特別支援学校に在籍する児童生徒が、自分の住んでいる地域の小・中学校におく副次的な籍のこと）の制度を確立し、地域の学校の行事に参加できる仕組みを作って欲しい。共生社会というのであれば、重

症心身障害児であっても、地域とのつながりが持てればよいと思う。【障害福祉関係団体】

- ・ 周囲の理解が進むようになるために必要なのは教育だと思う。授業優先になってしまっているから、こういう人も地域にいるのだよ、ということを知っていただくことも必要である。幼少のころからやっけていかないと、理解してもらうのは難しいと思う。【障害福祉関係団体】

6. 仙台市障害者差別解消・虐待防止連絡協議会構成機関からの主な意見（抜粋）

○普及啓発について

- ・ 虐待の相談に対して、差別に関する相談の件数は少ないのではないか。実際に差別的な対応を受けているにも関わらず、障害のある当事者本人がそれを差別と理解していない、条例ができたことも知らないといったケースもあると思う。差別、虐待防止に関する連携強化や相談体制の充実のみならず、普及啓発に関する情報の理解が難しい当事者自身や、ご家族への理解促進も今後の取り組みとして必要になってくるかと思われる。
- ・ 条例ができた当初は、普及・啓発活動が各所で行われていたが、徐々に少なくなっている印象がある。継続して行うことが必要だと思う。
- ・ 差別がそれ単独で行われるばかりでなくハラスメントや虐待とセットで行われる事例もあると思われる。こうした複合的事案にも対処していきけるよう様々な視点からの普及啓発を行っていただきたい。

○事例等の情報の提供について

- ・ 新型コロナウイルスの蔓延防止のため、継続してオンラインでの聞き取りを行う他、相談支援事業所から書面での事例収集を行うと良いと考える。また、事例の障害者が特定されないように配慮が必要だと思う。

○教育の推進について

- ・ 人生経験のある大人に対し障害理解を促すことが難しい部分もあると感じている。小・中学生との交流など子供のころからの障害理解を広め

る取り組みが有効ではないかと考えている。

7. 条例制定時の考え方（平成27年12月条例のあり方についての答申より抜粋）

○差別解消のための啓発等

- ・ 障害による差別の多くは、障害や障害者に対する偏見や誤解などに起因する場合が多いことから、様々な機会を通して、市民等への啓発を計画的に行うことが必要である。
- ・ 特に「合理的配慮の提供」については、障害特性等を踏まえ、障害者一人ひとりの状況に応じた対応が必要となることから、障害特性に関する啓発に加え、個別具体的な好事例を集積し、様々な機会を通して周知していくことが求められる。
- ・ なお、障害者自身が障害について発信していくことが障害理解の啓発においても大切であるとの意見がココロン・カフェ等で多く出ている。
- ・ サッカーチームのイベントなどで市民にPRするとよいなど、啓発に係る具体的な方法等について様々な意見が出されたが、条例は、差別解消や障害理解を促進するための啓発等の方向性等を表すべきであり、具体的な施策や事業に関することについては、各種計画等において検討すべきである。
- ・ なお、障害を知られなくなったり、発信できない障害者の問題が相対的に見落とされがちにならないよう注意が必要である。

○理解者・サポーターの養成

- ・ 市民の中の理解者の拡大については、共に障害理解や差別解消を推進していく、いわゆる「サポーター」の養成などを通して、より多くの市民にアピールしていくべきである。
- ・ 仙台市職員研修のメニューに障害者差別等の研修を位置付け、仙台市職員は全員が理解者でありサポーターであることを発信してはどうかといった意見もあった。
- ・ このほか、合理的配慮の提供に積極的な店舗の入り口に、わかりやすい「シール」を貼る等のアイディアが、ココロン・カフェでも出されている。

たところである。

- ・ これらは具体的な施策や事業等に関する事なので、各種計画等において検討すべきである。

○交流の場の拡大

- ・ 障害者でない人が障害や障害者のことをよく知らない原因の一つとして、障害者と出会う機会が少ないのではということが協議会等であげられていた。
- ・ ココロン・カフェは条例について広く意見交換するために開催しているが、回を重ねるごとに、参加者それぞれに様々な意義が見出されている。
- ・ その一つが、市民の出会いの場・交流の場としての役割である。障害者と障害者でない人、障害者同士等が出合い、話合うことにより、相互理解が図られ、それぞれがエンパワーされているとのことである。
- ・ さらに、参加者からは、条例施行後もココロン・カフェを継続して欲しいとの意見も多く出されている。
- ・ なお、ココロン・カフェでは、障害者が普段感じる生活のしづらさなども気軽に話せるという意見もあり、地域における身近な相談の入り口の場としての役割も期待される場所である。
- ・ ここでも、ココロン・カフェの継続など具体的な方策に係る意見が出されているが、条例には、交流の機会や場の拡大の重要性等について盛り込むべきであり、具体的な施策や事業に関する事については、各種計画等において検討すべきである。

○意思疎通の支援の充実

- ・ 情報保障は、社会生活を送る上での基盤となるものである。視覚障害や聴覚障害、あるいは知的障害や発達障害などによりコミュニケーション場面において配慮が必要な場合、それぞれの障害特性及び一人ひとりの状況等に応じた、より理解しやすい方法等により、丁寧に情報提供等がなされるべきである。
- ・ 今後、市は、手話による通訳などの意思疎通の支援の充実を検討するべ

きである。

- ・ 意思疎通支援のためのIT機器等購入費補助などについても意見等が出されたが、条例には、意思疎通の支援の充実のための方向性等について盛り込むべきであり、具体的な施策や事業に関することについては、各種計画等において検討するべきである。

○就労支援の充実

- ・ 障害者団体等との意見交換会において、障害者の一般就労を継続するための支援に対するニーズは非常に高いことがうかがえた。しかし、職場で必要な配慮が得られづらい場合、就労を継続できないことも多いとの話もあった。
- ・ 一方、事業者等を対象に実施したグループインタビューでは、障害者を戦力として雇用したいが、適切な仕事の与え方がよくわからないことや、一緒に働く職員が障害者への対応に対する不安を抱えているといった声が聴かれた。
- ・ 障害者が必要な配慮を得られ就労が継続しやすくなるよう、また、企業側の不安を解消し障害者雇用が拡大するよう、今後、市は、障害者と企業の双方に対する支援の一層の充実を図るべきである。
- ・ ジョブコーチの積極的な活用などの意見も出されたが、条例には、就労支援の充実のための方向性等について盛り込むべきであり、具体的な施策や事業に関することについては、各種計画等において検討するべきである。

○障害者の政策形成過程への参画の推進

- ・ 障害者に対してより配慮された施策を実施するために、市の政策形成過程における障害者の参画の推進を盛り込むべきである。

○障害者保健福祉施策の総合的な推進

- ・ 差別を解消していく基本的な施策として、特に「啓発活動及び交流の推進」、「就労支援の充実及び雇用の場の拡大」、「意思疎通支援の充実」、

「政策形成過程への参画の推進」について多く意見が寄せられたところであるが、その他「住まいの場の確保」、「生きがいの持てる活動」、「緊急時の対応」などを加えるべきとの意見もあった。

障害を理由とする差別を解消していくためには、障害者保健福祉計画に掲載されている全ての分野における各種施策の推進が必要なことから、「障害者保健福祉施策の総合的な推進」という一文を加えるべきである。

○他機関との連携や地域におけるネットワークづくり

- ・ 差別事例への対応においては、関係する法令や処分権限等を有する機関等に適切につなぐなど、既存の仕組みと連携することが重要である。
- ・ 人権相談を担当する法務局や、障害者雇用促進法に基づき、障害者と雇用主の調整を担当する労働局など、国や県の関係機関や地域における支援者等とのネットワークづくりが必要である。

8. 国の基本方針改定案(抜粋)

※現行の基本方針からの修正点(案)は、《二重山形かっこ書き》で前後を挟んでいる

※改定案は第69回障害者政策委員会(令和4年8月1日開催)の資料1より抜粋

第5 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

《2》 啓発活動

障害者差別については、国民一人ひとりの障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられる《。全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障害者に対する障害を理由とする差別は解消されなければならないこと、また障害者差別が、本人のみならずその家族等にも深い影響を及ぼすことを国民一人一人が認識するとともに、障害者差別解消のため

の取組は、障害者のみならず、全ての国民にとっての共生社会の実現に資するものであることについて、理解を深めることが不可欠である。このため、》内閣府を中心に、関係行政機関《等》と連携して、各種啓発活動に積極的に取り組み、国民各層の障害に関する理解を促進するものとする。

(1) 行政機関等における職員に対する研修

行政機関等においては、所属する職員一人ひとりが障害者に対して適切に対応し、また、障害者《や事業者等》からの相談等に的確に対応するため、法《や基本方針、対応要領・対応指針》の周知徹底、障害者から話を聞く機会を設けるなどの各種研修等を実施することにより、職員の障害に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 事業者における研修

事業者においては、障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法《や基本方針、対応指針》の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進に努めるものとする。《内閣府においては、障害者の差別解消に向けた理解促進のためのポータルサイトにおいて、事業者が障害者に対応する際に参考となる事例等の提供》を通じ、事業者を含め社会全体における障害者差別解消に向けた理解や取組の進展を図ることとする。》

(3) 地域住民等に対する啓発活動

ア 《国民一人一人が法の趣旨について理解を深め、建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知・啓発を行うことが重要である。このため、》内閣府を中心に、関係省庁、地方公共団体、事業者、障害者団体、マスメディア等の多様な主体との連携により、インターネットを活用した情報提供、ポスターの掲示、パンフレットの作成・配布、法の説明会やシンポジウム等の開催など、多様な媒体を用いた周知・啓発活動に積極

的に取り組む。

イ 障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできるインクルーシブ教育システムを推進しつつ、家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の頃から年齢を問わず障害に関する知識・理解を深め、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人であることを認識し、障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する。障害のない児童生徒の保護者に対する働きかけも重要である。

ウ 国は、グループホーム等を含む、障害者関連施設の認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことを十分に周知するとともに、地方公共団体においては、当該認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことに留意しつつ、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行うことが望ましい。

《 3 》 情報の収集、整理及び提供

《障害者差別の解消を推進するためには、事例の共有等を通じて障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の考え方に係る共通認識の形成を図ることも重要である。内閣府では、引き続き各省庁や地方公共団体と連携・協力して事例を収集するとともに、参考となる事案の概要等を分かりやすく整理してデータベース化し、ホームページ等を通じて公表・提供することとする。》

事例の収集・整理に当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、特に障害のある女性や子供等に対し実態を踏まえた適切な措置の実施が可能となるよう、性別や年齢別の情報が収集できるように努めることとする。》あわせて、海外の法制度や差別解消のための取組に係る調査研究等を通じ、権利条約に基づき設置された、障害者の権利に関する委員会を始めとする国際的な動向や情報の集積を図るものとする。

4 障害者差別解消支援地域協議会

(1) 趣旨

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者にとって身近な地域において、主体的な取組がなされることが重要である。地域において日常生活、社会生活を営む障害者の活動は広範多岐にわたり、相談等を行うに当たっては、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明らかではない場合があり、また、相談等を受ける機関においても、相談内容によっては当該機関だけでは対応できない場合がある。このため、《国の地方支分部局を含め、》地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域《における障害者差別の解消の機運醸成を図り、それぞれ》の実情に応じた。差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとされている。協議会については、障害者及びその家族の参画について配慮するとともに、性別・年齢、障害種別を考慮して組織することが望ましい。《また、情報やノウハウを共有し、関係者が一体となって事案に取り組みむという観点から、地域の事業者や事業者団体についても協議会に参画することが有効である。》内閣府においては、協議会の設置状況等について公表するものとする。

(2) 期待される役割

協議会に期待される役割としては、関係機関から提供された相談事例等について、適切な相談窓口を有する機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、協議会の構成機関等における調停、斡旋等の様々な取組による紛争解決、複数の機関で紛争解決等に対応することへの後押し等が考えられる。

《このほか、》関係機関において紛争解決に至った事例や合理的配慮の具体例、相談事案から合理的配慮に係る環境の整備を行うに至った事例などの共有・分析を通じて、構成機関等における業務改善、事案の発生防止のための取組、周知・啓発活動に係る協議等を

行うこと《も》期待される。

《（３）設置促進等に向けた取組

各地方公共団体における協議会の設置促進のためには、協議会の単独設置が困難な場合等に、必要に応じて圏域単位など複数の市町村による協議会の共同設置・運営を検討することや、必要な構成員は確保しつつ、他の協議会等と一体的に運営するなど開催形式を柔軟に検討することが効果的と考えられる。

また、市町村における協議会の設置等の促進に当たっては都道府県の役割が重要であり、都道府県においては、管内市区町村における協議会の設置・実施状況の把握や好事例の展開等を通じて、市区町村における取組のバックアップを積極的に行うことが望ましい。加えて、都道府県において組織される協議会においても、紛争解決等に向けた取組について、市町村において組織される協議会を補完・支援する役割が期待される。内閣府においても、地方公共団体の担当者向けの研修の実施を通じ、地域における好事例が他の地域において共有されるための支援を行うなど、体制整備を促進する。

》